

「みえ食旅パスポート」の概要について

H28. 6. 13 三重県観光局観光誘客課

1. 目的

三重県観光キャンペーンの「みえ旅パスポート」の成果と課題（※）を踏まえ、本県への旅行目的で大きなウエイトを占める「食」をテーマに「みえ食旅パスポート」（以下、「パスポート」とする。）事業を実施することで、「来訪機会の創出」、「県内消費額の拡大」、「宿泊顧客の獲得」をめざします。

（※）「みえ旅パスポート」の成果と課題

○成果

- ・観光客の周遊性・滞在性の向上
→パスポート発給数 62 万部、押印箇所数約 85 万ヶ所、達成者数計 12 万人
- ・コアな三重ファン、リピーターの増加
→プレミアムステージ達成者 2 万人、八十八ヶ所めぐりスタンプ帳達成者 649 人
- ・県内全域にわたるおもてなしネットワークの構築
→「みえ旅案内所」101 施設、「みえ旅おもてなし施設」897 施設
- ・パスポート達成者の観光消費額の増加
→直接効果 24.5 億円 総合効果 33.2 億円（3ヶ年推計）

○課題

- ・パスポート事業により「みえ旅案内所」や「みえ旅おもてなし施設」の来訪者の増加につながる仕組みを構築することができたが、観光消費額のさらなる増加に向け、この仕組みを生かせるような展開が必要である。

2. 実施期間

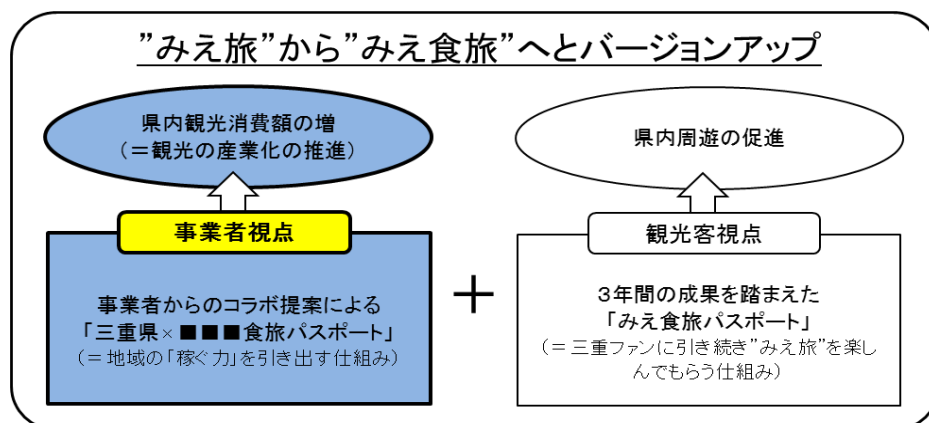
平成 28 年 6 月 30 日～平成 31 年 3 月 31 日

3. 実施主体

みえ観光の産業化推進委員会（H28. 3. 15 設置）

4. パスポートの仕組み

スタンプラリーで県内周遊を楽しんでいただく“観光客視点”の仕組みに加え、事業者が売上増加や新商品の開発、商品の高付加価値化などに活用できる“事業者視点”の仕組みを取り入れ、観光の産業化を推進します。



事業者視点での取組

(1) 事業者からのコラボ提案による「三重県×■■■■ 食旅パスポート」(以下、「コラボパスポート」とする。)

三重県観光キャンペーンでは、NEXCO 中日本が独自に「みえ旅パスポート (SA・PA 版)」を作成し、高速道路の利用促進ツールとして活用いただくなどの好事例が生まれました。

次のパスポート事業においても、このようなコラボ事例が事業者様の提案により数多く生まれるよう、パスポートのデザインや仕組みを自由に活用できるようにします。

コラボ対象となる事業者は、パスポート事業のスタートに合わせ、公募を行った上で決定します。

なお、コラボタイプは以下の2通りを想定しています。



①企業コラボタイプ

フードイノベーション課等と連携のうえ、伊勢志摩サミットで「食」を提供した企業や、三重県観光キャンペーンにご協力いただいた企業などを対象に、コラボパスポート企画を実施し、当該企業と一体となったプロモーション展開を図ります。(28年度は3企業程度のコラボ実現を目標)

【役割分担】

- 企業側：企業独自のコラボパスポートの企画、作成
プレゼントへの応募者対応
応募者アンケート等による効果測定（消費動向等） など
- 県側：パスポート基本デザインの提供
コラボパスポート作成にあたってのサポート
コラボパスポートを利用可能とするための「みえ旅おもてなし施設」との調整 など

②地域・政策間連携タイプ

観光関連事業者や市町、観光協会などが連携して地域の消費喚起・拡大に向けた取組を実施する場合に、コラボパスポートを自由に利用できるようにします。

コラボパスポートが「食」をテーマにした広域的な取組や特定の政策目的を実現するための連携など、地域や政策間連携の推進ツールとしてフル活用してもらえようような展開を図ります。(28年度は2団体程度のコラボ実現を目標)

【役割分担】

- 団体側：団体独自のコラボパスポートの企画
プレゼントへの応募者対応
応募者アンケート等による効果測定（消費動向等） など
 - 県側：パスポート基本デザインの提供
(必要に応じ) コラボパスポート、スタンプ等の作成
コラボパスポートを利用可能とするための「みえ旅おもてなし施設」との調整 など
- ※企業コラボタイプに比べてパスポート等の作成支援を充実

観光客視点での取組

(2) 3年間の成果を踏まえた「みえ食旅パスポート」

パスポートによる県内周遊や「みえ旅おもてなし施設」のご利用を楽しんでいただいた三重ファンのリピート率をさらに向上させるため、引き続き「みえ食旅パスポート」を実施します。



イメージ

①パスポートの種類

パスポートの種類は1種類とし、利用者が最初から応募したいステージ（3つ）を選択できるようにします。

②スタンプのデザイン

「みえ旅案内所」ごとに、その地域の「食」や「観光地」を象徴するデザインのスタンプを設置することで、さらなる誘客促進と周遊性の向上を図り、観光消費額アップの機会を拡大します。

なお、「みえ旅案内所」はスタート時点で100施設程度になる予定です。

(例)



③「おもてなしサービス」の充実

「みえ旅おもてなし施設」が提供する「おもてなしサービス」を、パスポート利用者だけのプレミアム感のある内容や、パスポート利用者の「もう一品、もう一泊」といった消費行動につながる内容へと充実を図り、スタンプラリーによる県内周遊だけではなく、新たに特別感のある三重の“食旅”を楽しんでいただける仕組みを訴求していきます。（協力施設と要調整）

なお、「みえ旅おもてなし施設」はスタート時点で500施設程度になる予定です。

(例)・パスポート提示によりサミットで使われた食材にちなんだサービスや、普段

提供していない特別メニュー（裏メニュー、まかない飯など）を提供

・5,000円以上ご注文の方にお会計時に〇〇〇円の優待割引

・2連泊していただいたお客様の2泊目の夕食がバージョンアップ など

④プレゼントの応募条件等

前回と同様、ファーストステージはスタンプ3個以上、セカンドステージはスタンプ6個以上かつ2エリア以上、プレミアムステージは9個以上かつ3エリア以上とします。

なお、プレミアムステージへの応募のみ、県内で使った飲食店や物産施設、宿泊施設などで使った5,000円以上のレシートの添付を条件とします。

「みえ食旅パスポート」の「みえ旅おもてなし施設」へのご協力をお願い

1 「みえ旅おもてなし施設」とは

平成 28 年 6 月 30 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、県内外の「みえ旅案内所」（道の駅、観光案内所等）で発給される「みえ食旅パスポート」を提示されたお客様に、特典・割引等の「おもてなしサービス」をご提供いただくご協力施設様をいいます。

※ 6 月 1 4 日時点で約 5 0 0 の施設様にご協力いただいております。

※ 「みえ旅おもてなし施設」については、「みえ食旅パスポート」公式ホームページでご紹介するとともに、店頭等に掲示いただく施設表示シールをお渡しします。



2 「みえ食旅パスポート」とは

① 県内に約 500 施設ある「みえ旅おもてなし施設」で提示すると、様々な特典・割引等の「おもてなしサービス」を受けることができます。

② 県内外約 100 箇所ある「みえ旅案内所」を巡り、スタンプを集めて応募すると、抽選でペア宿泊券や三重県の特産品等が当たります。

※ 右のパスポートのほかに、様々な企業様、事業者様とのコラボ版のパスポートを随時発行する予定です。「みえ食旅パスポート」のタイトルは共通で、色が異なるものや追加でイラストが加わるものなどがございしますが、全て「おもてなしサービス」を受けることができるパスポートとして取り扱わせていただきます。



3 登録申込みについて

以下の点にご留意いただき、「みえ旅おもてなし施設」へのご登録にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、ご協力いただく施設様については、公益社団法人三重県観光連盟が運営する三重県の観光情報サイト「かんこうみえ」内に設置する「みえ食旅パスポート」公式ホームページでご紹介させていただくとともに、スマートフォンからも紹介施設を検索できるようにします。

① ご提供いただく特典・割引等の「おもてなしサービス」の内容は、施設様の任意で自由に設定が可能です。（サービスのご提供に対する金銭的補助等はございません。）

(例) ○○円以上ご注文の方、パスポート提示でお会計時○○%割引
○○をご注文の方、パスポート提示で一品（フリードリンク）サービス
パスポート提示で、普段は提供していない特別メニューをご提供
ご宿泊の方、パスポート提示でチェックアウト時間延長
2連泊でご宿泊の方、2泊目のご夕食をグレードアップ
お土産を○○円以上ご購入の方に、おまけのプレゼント など

②協力施設へのご登録後、半年ごとにサービス内容変更の有無や、協力施設への継続の意向等について確認をさせていただきます。

③事務局より「みえ旅おもてなし施設表示シール」をお渡ししますので、店頭や施設等でお客様にわかりやすい場所へ掲示をお願いします。

ご協力いただける施設様は、登録申込書（様式第1号）を平成28年6月27日（月）までに事務局宛てファクシミリで送信してください。

なお、上記締切日以降も随時受付可能です。（ただし、「みえ食旅パスポート」特設サイトでの施設様紹介ページの作成が遅れることがありますのでご了承ください。）

ご不明な点などございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

事務担当 三重県雇用経済部観光局観光誘客課 酒井、高羅 TEL：059-224-2802 FAX：059-224-2801 E-MAIL：kankoyu@pref.mie.jp

(様式第1号)

「みえ食旅パスポート」の「みえ旅おもてなし施設」登録申込書

【申込日】平成 年 月 日

三重県観光局観光誘客課 行

FAX 番号 059-224-2801(送付状不要) E-mail kankoyu@pref.mie.jp

申請者住所
法人名・団体名・店名

代表者名

担当者名

「みえ食旅パスポート」の「みえ旅おもてなし施設」として、下記内容で登録を申し込みます。

施設区分 (1つのみ○)	①観光施設 ②飲食施設 ③宿泊施設 ④物産品等販売施設 ⑤その他		
店舗・施設 の名称	ふりがな		
店舗・施設 の所在地	〒		
TEL	— —	FAX	— —
URL		E-mail	
営業時間/業務時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)		
定休日			
担当者名		担当者 E-mail	
【店舗・施設の紹介コメント】(100字以内)			
【特典・割引・サービスの内容】			
【特典・割引・サービスの提供条件】			
＜例＞ ・パスポート1冊提示につき△△△名様有効、他のサービス券等との併用不可 ・女性限定 ・宿泊のお客様限定 ・△△△円以上のお買い上げの方対象 ・パスポート1冊につきお一人様1回限り有効 など			